

みやぎリトルベビーハンドブック（仮称）の作成について＜新規事業＞

令和4年11月8日

子ども・家庭支援課

1 目 的

低出生体重児の保護者が精神的苦痛や不安を感じることなく、成長を記録しながら子育てできるよう、母子健康手帳のサブブックとしてリトルベビーハンドブックの作成・発行を行うもの。

2 経 緯

リトルベビーハンドブックは、平成30年度に静岡県が作成し、昨年度までに8県で作成されております。

令和3年度、県内の保護者サークルからリトルベビーハンドブック作成について要望があり、低出生体重児の保護者は、産後の強い落ち込みにより精神的支援が必要な場合があることや、既存の母子健康手帳では使いにくい部分があることなどから、本県でも「みやぎリトルベビーハンドブック（仮称）」を作成することとなりました。

なお、今後は当県も含め22の府県で作成が予定されております。

3 内 容（調整中）

(1) 配布対象者

① 宮城県で生まれた1,500g未満の児の保護者

・・・・・・・・年間約140人程度

② ①以外の低出生体重児（2,500g未満）で手帳を希望される方

・・・・・・・・県内の低出生体重児（2,500g未満）年間約1,400人程度

(2) 特徴

- ・成長発達の個人差を考慮した記録項目を工夫
- ・先輩保護者のメッセージを多数挿入
- ・低出生体重児用の発育曲線を掲載

(3) 配布方法

出産した周産期母子医療センターに対象者への配布を依頼（予定）

(4) スケジュール

令和4年度中に作成・印刷し、令和5年3月末までに各医療機関、市町村へ発送予定